



会 則

令和 6 年度版

日野市立日野第一小学校 PTA

日野市立日野第一小学校PTA会則

本 則

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、日野市立日野第一小学校PTA といひ、事務所を日野市立日野第一小学校におく。

第2章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

(1) よい保護者、よい教職員となるようにつとめる。

(2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。

(3) 児童福祉増進のために必要な生活環境をよくし、施設の充実につとめる。

(4) 広報を発行し、広く会員の意志の交流をはかる。

(5) そのほか、この会の目的を達成するための活動をする。

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

(1) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また本会の目的達成以外の、営利を目的とするような行為は行わない。

(2) この会または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

(3) 学校の人事その他、管理に干渉しない。

第3章 会 員

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

(1) 本校に在籍する児童の保護者(なお、定

足数に関しては、1家庭1とする。)

(2) 本校の教職員

(3) 考慮すべき特別の事情によりこの会を退会・休会、またはこの会に復会を希望する場合は、退会・休会・復会届を提出する。

第4章 役 員

第6条 この会に下記の役員をおく。

(1) 会長 1名(保護者)

(2) 副会長 5~7名(保護者4~6、副校長1)

(3) 書記 3名(保護者2、教職員1)

(4) 会計 3名(保護者2、教職員1)

(5) 会計監査 2名(保護者2)

第7条 役員は、他の役員を兼ねることができない。

第8条 役員任期は1年とし、最長で2年とする。ただし、運営委員会が承認したときは再任をさまたげない。役員に欠員が生じた時、後任の選出は運営委員会に選考を一任し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は次の職務を行う。

(1) この会を代表し、会務を統轄する。

(2) 総会、運営委員会を招集する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第11条 書記は次の職務を行う。

(1) 総会、運営委員会の議事または、この会の活動に関する重要事項を記録する。

(2) 記録、通知、その他の資料を保管する。

(3) 学校行事と運営委員会および各委員会の調整をはかる。

(4) 総会資料を事前に配布する。

(5) 表彰に関すること。

(6)この会の庶務を行う。

第12条 会計は次の職務を行う。

- (1)金銭出納および会計事務を処理する。
- (2)この会の財産を管理する。
- (3)定期総会において収支決算および財産の状況を報告する。

第13条 会計監査は、この会の会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1)この会の会計を監査し、総会に報告する。
- (2)財産の状況について不正の事実を発見したときは、これを運営委員会、総会に報告する。

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、運営委員会の議決により、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 会費ならびに経費

第15条 この会の経費は、次の収入によって、これにあてる。

- (1)会費 (2)寄付金 (3)その他の収入

第16条 この会の会費は、1家庭年額2,000円とする。

第17条 次の場合、会費を免除、または年度末に返金する。

- (1)要保護家庭
- (2)特別の事情がある会員について、運営委員会が承認したときは、一部または全額を

年度末に返金する。

(3)第5条(3)の規定に従い、退会、休会した場合

第18条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第6章 機関

第19条 この会の機関は、次のとおりとする。

- (1)総会 (2)運営委員会 (3)役員会
- (4)学年委員会 (5)予算委員会 (6)特別委員会

第1節 総会

第20条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、定期総会と臨時総会とに分ける。(定足数に関しては、1家庭1とする。)

第21条 定期総会は、毎年4月ないし5月上旬に開催する。ただし、やむを得ない場合は、運営委員会の承認を得て延期することができる。総会の招集は、総会の10日前までに、その会議に付議すべき事項、日程および場所を記載した書面をもって通知する。

第22条 臨時総会は次により開催する。

- (1)運営委員会が必要と認めたととき。
- (2)会員の10分の1以上の要請があったとき。(なお、会長はその要請があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない)

第23条 総会は、会長が招集し、議長は運営委員会にて推薦し総会の承認を得る。

第24条 総会は、会員の5分の1をもって成立する。ただし、当該議事につきあら

はじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は、表決委任者は出席したものとみなす。議決は出席者の過半数とする。賛否両数の場合は、議長がこれを決する。(なお、定足数に関しては、1家庭1とする。)

第25条 総会は、次の事項を行う。

- (1) 前年度の事業報告および本年度事業計画の承認
- (2) 前年度の収支決算、財産の状況の報告および本年度の収支予算の承認
- (3) 会則の改廃の承認
- (4) 役員承認
- (5) その他

第26条 総会の議事の要項及び議決した事項は、全会員に通知する。

第2節 運営委員会

第27条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、書記、会計、学級部会全員、広報部会正副部長、ベルマーク部会正副部長、家庭教育学級部会正副部長、校外部会正副部長および教職員2名をもって構成する。

第28条 運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 事業計画および予算の審議検討
- (2) 各委員会の運営調整
- (3) 当該年度の補正予算の承認
- (4) その他、会の運営に必要な事項

第29条 運営委員会の議決は、出席者の過半数とする。

第30条 運営委員会の議長は、委員の互選による。

第3節 役員会

第31条 役員会(会計監査を除く)は必要に応じて開き、運営委員会の議案などについて協議する。

第32条 役員会は運営委員会の承認を得て、PTA役員経験者等の会員から、専門委員を選任することができる。専門委員は特定の会務を補佐し、要請によって企画立案等に参画する。

第4節 係

第33条 この会に以下の係をおく。

- (1) 学級係 各学年からクラス数×1名
- (2) 広報係 全学年から12名程度
- (3) 文化係 全学年から12名程度
- (4) 校外係 全学年から12名程度

各係は、下記の部会に所属する。欠員が生じた場合は、直ちに補充し、活動に支障のないようにする。

学級係は

- ①学級を代表し運営委員会へ参加し、会員の声を反映させる。
- ②全学年学級係をもって学級部会を設け、互選により正副部長各1名を選出する。
- ③広報係、文化係、校外係、担当教諭と協力し、学級PTA活動をする。

広報係は

- ①全学年広報係をもって広報部会を設け、互選により正副部長各1名を選出する。
- ②各学級係を補佐し、学級PTA活動をする。
- ③広報発行などの広報活動をする。

文化係は

- ①全学年文化係の中からベルマーク部会

を設け、互選により正副部長各 1 名を選出する。

②各学級係を補佐し、学級 PTA 活動をする。

③会員相互の教養の向上を図り、家庭教育学級部会を企画し運営する。その際、部長・副部長各 1 名を選出する。

④会員ならびに児童の福利厚生に寄与する。

⑤学校給食の運営、施設の改善に協力し、保健衛生の向上を図る。

校外係は

①全学年校外係をもって校外部会を設け、互選により正副部長各 1 名を選出する。

②各学級係を補佐し、学級 PTA 活動をする。

③児童の校外における安全確保に関する活動を行い、各地区の運営にあたる。

第 5 節 予算委員会

第 34 条 予算委員会は役員(会計監査を除く)、学級部会部長、広報部会部長、ベルマーク部会部長、家庭教育学級部会部長、校外部会部長、選考委員会委員長をもって構成し、委員長には会長が当たり、年間予算および補正予算の立案を行う。

第 6 節 特別委員会

第 35 条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めた場合構成し、その任務終了とともに解任する。

第 7 章 選考委員会

第 36 条 役員は、選考委員会が選考する。各学級の係、および各学年の選考委員は選考委員会を選出する。

第 37 条 選考委員会は、全学年から 6 名程度で構成する。

(1) (選考委員長)

選考委員会は、互選により選考委員長を選出する。委員長は、選考事務完了までの委員会の運営に当たる。

(2) (役員 の 推薦)

役員候補《会長 1、副会長 5~7(うち副校長 1)、書記 3(うち教職員 1)、会計 3(うち教職員 1)、会計監査 2》の選考に当たる。選考委員は、会員より広く推薦を受けた候補者を推薦する。ただし、教職員側の役員選出については、学校に一任する。

(3) 選考委員が役員候補者に推薦された場合は、その推薦を無効とする。

(4) (係・委員の選出)

選考委員会は各学級の学級係、広報係、文化係、校外係および各学年の選考委員を各学級担任の協力のもと選出する。

第 38 条 選考委員会は、役員候補者を決定し、運営委員会に報告のうえ、総会の承認を求める。

第 39 条 選考委員会は、推薦役員候補者が、総会に於いて承認され、係・委員が選出されたならば解散する。ただし、不承認となった場合は引き続き選考を行う。

第 8 章 サークル

第 40 条 この会のサークルは、自主的に運営され、会員および OB で構成し、相互の親睦を深め活動の充実をはかることを目的とする。

(1) この会のサークルを発足する時は、総会において、出席者の過半数の同意による

ものとする。

(2) この会のサークルは、総会において活動報告をする。

(3) この会のサークルは、次のとおりである。

①ひのいちダンディーkai

第9章 補則

第41条 この会の事務所に、次の書類および帳簿を、所定の期間備えなければならない。

(1) 会則（永年）

(2) 収入支出、財産の状況に関する帳簿および証拠書類（10年以上）（ただし、平成29年度から平成31年度まではこれに当てはまらない。）

(3) 総会、理事会の議事に関する書類（永年）

(4) その他必要な書類および帳簿（1年以上）

第10章 個人情報の取扱

第42条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

第43条 運営委員会は、この会則に必要な細則、規定を設けることができる。

第44条 校長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第45条 この会則は、昭和42年11月12日より実施する。

昭和50年2月16日に一部改正

昭和54年4月28日に一部改正

昭和57年5月1日に一部改廃

昭和58年4月30日に一部改廃

(昭和59年4月1日より試行する。)

昭和59年4月28日に一部改廃

昭和60年4月27日に一部改廃

昭和62年4月25日に一部改正

平成4年4月25日に一部改廃

平成4年7月11日に一部改正

平成7年5月6日に一部改正

平成10年5月2日に一部改正

平成14年5月1日に一部改正

平成17年5月6日に一部改正

平成20年5月2日に一部改正

平成22年4月30日に一部改正

平成23年4月28日に一部改正

平成24年5月2日に一部改正

平成26年5月2日に一部改正

平成27年4月29日に一部改正

平成28年4月28日に一部改正

平成29年4月28日に一部改正

平成30年5月2日に一部改正

令和3年1月22日に一部改正

令和6年4月26日に一部改正

表 彰 規 定

(目的)

第1条 この規定は本会の功労のあった会員、団体等に対して表彰する。

(表彰範囲)

第2条 会員、団体等の表彰は次の各号の該当者に会長が行う。

(1) 本会役員として会の運営ならびに発展に寄与し、功労のあった者。(前年度の退任役員)

(2) 本会の運営委員会委員として運営なら

びに発展に寄与し、功労のあった者。

(3) 本会会員として永年業務を行い、会員を指導し、その模範である者。

(4) 本会の目的達成のために協力活動をし、他の団体の模範となると認められる団体。

(5) その他功労があり、役員会において推薦した者および団体。

(表彰方法)

第3条 表彰は、対象者の発表または賞状、もしくはその両方をもって行う。記念品は必要に応じて添えることができる。

(審査決定)

第4条 表彰を行うにあたっては、表彰等の基準に基づき役員会で審査決定し、運営委員会の承認を得る。

(表彰基準)

第5条 表彰基準は次の各号に該当する者とする。ただし、基準であって、役員会で表彰に値する者と認めた時は、この限りではない。

(1) 役員 1期

(2) 運営委員 2期

(3) 他の団体の規範となる団体

(規定の改廃)

第6条 この規定は、運営委員会の議決により定め、または改廃することができる。

(付則)

1. この規定は、昭和57年2月20日より実施する。

2. この規定は、令和4年2月16日より一部改正実施する。

慶 弔 規 定

(目的)

第1条 この規定は日野市立日野第一小学校 PTA 会員(以下会員という)の慶弔に関し

て給付を行い会員の福利厚生に資することを目的とする。

(種類)

第2条 慶弔の種類は次のとおりとする。

(1) 結婚祝金

(2) 出産祝金

(3) 香典

(4) 傷病見舞金

(5) 災害見舞金

(6) 教職員転出記念品

(給付)

第3条 給付は次のとおり行う。

(1) 結婚祝金は、教職員に対し5,000円をおくる。

(2) 出産祝金は、教職員に対し5,000円をおくる。

(3) 香典は、次のとおりおくる。

①教職員

本人 10,000円

配偶者 5,000円

親・子 3,000円

②保護者 5,000円

③在籍児童 10,000円

(4) 傷病見舞金は、療養1ヶ月以上の教職員に対し3,000円をおくる。(但し休職・産休を除く)

(5) 災害見舞金は、全会員を対象とし、全壊・全焼・流失について3,000円をおくる。

(6) 教職員の転出については、在任期間5年未満、3,000円、5年以上は5,000円相当の記念品をおくる。

(特例)

第4条 この他、特別な場合は役員会で協議の上行い、運営委員会に報告する。

(その他)

第5条 慶弔に対しては一切の返礼をうけない。

(付則)

1. この規定は、昭和50年2月16日より実施する。
2. この規定は、昭和57年6月19日より改正実施する。
3. この規定は、平成24年5月2日より改正実施する。